

介護予防・生活支援サービス事業の内容

訪問型サービス

日常生活の自立を目的とし、ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などを利用者とともにやり、自立を援助します。

訪問型サービスは区が指定する介護事業者が提供します。

<サービスの概要>

	訪問型サービス	訪問型サービスA (基準等を緩和した訪問型サービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ●入浴の介助(見守り) ●外出の見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り <p>※入浴・外出・排泄・服薬の介助は原則対象となりません</p>
提供時間	1回45分～60分程度	1回45分以内
対象とならないサービス	<p>本人以外のためにすることや、日常生活上の範囲を超えることは対象になりません。</p> <p>(例)・本人以外の家族のための家事 ・草むしり、花木の手入れ ・ペットの世話 ・大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など</p> <p>・模様替え ・来客の対応 ・洗車</p>	
サービス提供主体	区が指定する訪問介護事業者	
サービス提供者	ヘルパー有資格者	ヘルパー有資格者以外にも一定の研修を受講した従事者が提供することもあります

通所型サービス

日常生活の自立を目的とし、通所介護施設等において、運動器の機能向上の取り組みや食事、入浴などの日常生活を援助します。

通所型サービスは区が指定する介護事業者または区が委託する事業者が提供します。

<サービスの概要>

	通所型サービス	通所型サービスA (基準等を緩和した通所型サービス)	通所型サービスC (短期集中予防)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●食事 ●入浴 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●食事 など <p>※入浴はサービスに含まれません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複合型プログラム(運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善) ●転倒予防(個別指導) <p>※原則3か月のサービス提供となります</p>
送迎	原則送迎を行います		送迎は行いません
提供時間	3時間以上	2時間以上5時間程度	2時間程度
サービス提供主体	区が指定する通所介護事業者		区が委託する事業者

元気づくりをしたい方へ 一般介護予防事業のご案内

65歳以上の方または介護予防に関心のある方が利用できる事業です。詳しくは、「今すぐ実践!!シニアガイド」をご覧ください。「今すぐ実践!!シニアガイド」では、介護予防事業の他にも仲間づくり・生きがいづくりのための教室、地域の自主活動などの情報を掲載しています。

【主な配布場所】

- ・台東区役所(2階 介護予防・地域支援課等)
- ・各地域包括支援センター

※台東区のホームページでも閲覧できます。
 区ホームページ <http://www.city.taito.lg.jp/>

